

# 品川区葬祭場等の設置に関する 環境指導要綱

制定 平成5年 6月 8日 区長決定要綱第48号

改正 平成6年 6月15日 区長決定要綱第51号

平成18年3月30日 区長決定要綱第38号

平成19年2月20日 区長決定要綱第14号

平成24年1月19日 区長決定要綱第 1号

令和4年 2月21日 区長決定要綱第49号

## (目的)

第1条 この要綱は、葬祭場等の設置の計画および管理運営に関し、必要な指導内容を定め、葬祭場等を設置する事業主に対し協力を求めることにより、葬祭場等の設置に伴う近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 葬祭場等

葬祭場等とは、次の施設をいう。

ア 葬祭場 業として葬儀（骨葬を含む。）を行うことを主たる目的とした集会施設

イ 遺体保管所 葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管する施設

ウ エンバーミング施設 葬儀を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存、修復などの作業を行う施設

### (2) 葬祭場等の設置

葬祭場等の設置とは、新築、改築、増築、用途変更および使用方法変更により葬祭場等を設置することをいう。

### (3) 近隣関係住民等

近隣関係住民等とは、葬祭場等の敷地境界から150m以内に居住する者ならびに当該葬祭場等が設置される町会または自治会およびこれに隣接する町会または自治会の長およびこれらに準ずるものと/orをいう。

## (事業主の責務)

第3条 事業主は、葬祭場等の設置の計画および管理運営にあたっては、周辺の生活環境に及ぼす影響を十分配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるものとする。

## (事前協議)

第4条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、次条に定める標識の設置をする前に、当該事業の基本計画およびこの要綱に定める事項について、事前協議書（第1号様式）によりあらかじめ区長に申し出て協議するものとする。

- 2 事業主は、前項の協議の結果、合意に達した事項について、協定書（第2号様式）により区長と協定を締結するものとする。
- 3 前項の協定の締結時期は、第6条の規定に基づく報告書の提出後とする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認申請等の手続きが必要な場合は、その手続きを行う前とする。

（事前公開）

第5条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、「品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」（昭和53年品川区条例第44号。以下「紛争予防条例」という。）の規定に基づき標識を設置する場合を除き、建築に係る計画等の周知を図るために、当該建築物の敷地の見やすいところに標識（第3号様式）を設置し、標識設置・変更届（第4号様式）を区長に提出するものとする。

- 2 前項の標識は、建築基準法に基づく建築確認申請、許可または認定申請の手続きを行おうとする日の少なくとも30日前から（確認申請等の手続きが必要でない場合は、第4項に定める説明会を開催する日以前から）第10条に定める工事完了の報告をした日までの間、設置しなければならない。
- 3 第1項の標識は、風雨等のため容易に破損または倒壊しない方法で設置するとともに、記載事項が設置期間中不鮮明にならないように標識を維持管理しなければならない。
- 4 葬祭場等の設置に係る計画を変更したときは、速やかに標識の当該事項を訂正し、「紛争予防条例」の規定に基づき標識を設置している場合を除き、標識設置・変更届（第4号様式）を区長に提出しなければならない。
- 5 事業主は、葬祭場等を設置する場合は標識を設置した日から10日以内に、近隣関係住民等に対し、次に掲げる事項について説明会等の方法により周知するとともに、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。
  - (1) 当該建築物の敷地の形態および規模ならびに敷地内の建築物および自動車駐車場の位置ならびに付近の建築物の位置の概要
  - (2) 当該建築物の規模、構造および用途
  - (3) 当該建築物の設置に伴って生ずる周辺の生活環境に及ぼす影響およびその対策
  - (4) 当該建築物の工期、工法および作業方法
  - (5) 当該建築物の工事による危害の防止策
  - (6) 当該建築物の管理運営体制

(説明会等の報告)

第6条 事業主は、前条第4項に定める説明会を行ったときは、速やかにその内容について説明回答報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

(環境整備事項)

第7条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、次に掲げる事項に適合するよう努めなければならない。

(1) 当該建築物の敷地は、原則として起終点が幹線道路と接続する有効幅員6m以上の道路に接すること。

(2) 隣地境界線から葬祭場等（敷地内の工作物を含む。以下、この号において同じ。）の外壁等（外壁に代わる柱の面ならびにバルコニー、ベランダ、出窓および戸袋を含む。工作物にあっては、これらに相当する工作物の外壁を含む。以下、この号において同じ。）までの間は、次のとおりとすること。ただし、葬祭場等の増築をする場合には、アからウまでの規定は当該増築に係る部分に限り、適用する。

ア 隣地境界線が、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域に位置する場合は、当該隣地境界線からの葬祭場等の外壁等までの距離を4m以上とし、隣地境界線に沿って中、高木等による緑化を行うこと。

イ 隣地境界線が、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域に位置し、かつ、アの用途地域から20m以内に位置する場合は、当該隣地境界線から葬祭場等の外壁までの距離を、次の式により算出した距離以上とし、隣地境界線に沿って中、高木等による緑化を行うこと。

$$A = 4 - 0.1 \times B$$

Aは、隣地境界線から葬祭場等の外壁までの距離（単位 m）

Bは、アの用途地域から当該隣地境界線までの距離（単位 m）

ウ アおよびイ以外の場合は、隣地境界線から葬祭場等までの外壁等までの距離を2.0m以上とし、隣地境界線に沿って緑化を行うこと。

(3) 接道部および敷地内は、「品川区みどりの条例」（平成6年品川区条例第19号）の規定に基づいて緑化に努めること。

(4) 自動車駐車場は、原則として葬祭場等の用に供する部分の延べ面積100m<sup>2</sup>あたり1台以上、当該台数が5台未満になる場合は5台以上を、当該建築物の敷地内に確保すること。

(5) 「品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱」（昭和53年要綱第134号）の規定に基づき、必要な施設整備を行うこと。

(6) 周囲の景観等との調和に配慮した建築物とともに、景観を損ねるような広告物

を設置しない。

- 2 前項各号の規定のうち、区長が計画地および周囲の土地利用状況に照らし適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないと認めた規定については適用しない。
- 3 増築計画については、第1項の規定に基づき敷地全体における将来計画を示すとともに、増築に係る部分の事業規模に応じた整備を行わなければならない。

(管理運営事項)

第8条 事業主は、葬祭場等の管理運営について次に掲げる事項を遵守するほか、近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。

- (1) 花環は、原則として設置しないこと。
- (2) 通夜、告別式等は、当該建築物の敷地内で行うこと。
- (3) 建築物内外の音、臭い等については、できるだけ周囲に影響のないよう防音、防臭等に配慮すること。
- (4) 計画地の道路状況により、交通渋滞等が予想される場合は、会葬者の自動車による来場を、自粛するよう指示すること。
- (5) 建築物等の管理を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応がとれるよう体制を整えること。
- (6) 当該建築物の管理運営方法等について近隣関係住民等が協定を望むときは当事者間で十分協議し、これを締結し遵守すること。
- (7) その他近隣関係住民等の生活環境に十分配慮すること。
- (8) 葬祭場の周辺地域内に商店街等がある場合は、会葬その他により、営業の妨害になる行為等のないよう努めること。

(他の要綱等の適用)

第9条 本要綱の適用を受ける建築物が、「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」（昭和63年要綱第3号。以下「開発環境指導要綱」という。）の適用を受けるものである場合は、本要綱の定めのない事項については「開発環境指導要綱」を適用する。

(工事完了の報告)

第10条 事業主は、当該葬祭場等の設置が完了した時点で、遅滞なく事業完了報告書（第6号様式）を区長に提出するものとする。

(計画変更および事業主変更)

第11条 事業主は、計画を変更し、または事業主を変更しようとするときは、速やかに計画変更届（第7号様式）を区長に提出するものとする。

(実効性の確保)

第12条 この要綱に基づく協議に応じない事業主または協議事項を遵守しない事業主に対

して、区長は、事実の公表等必要な措置を講じることができる。

- 2 事業主は、当該設置計画または設置する葬祭場等を譲渡または賃貸する場合は、この要綱に基づき協定した内容および周辺地域の環境上あるいは管理運営上の問題点等について、譲受人または賃借人に周知しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(例外)

第14条 区長は、葬祭場等の設計および管理運営に関する指導について、この要綱の定めによることが適当でないと認めるときは、この要綱の全部または一部を適用しないことができる。

付 則

この要綱は、平成5年6月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、区長との協定が成立している葬祭場の設置計画、事前協議書を提出している葬祭場の設置計画については、なお従前の例による。

付 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、区長との協定が成立している葬祭場の設置計画、事前協議書を提出している葬祭場の設置計画については、なお従前の例による。

付 則

1 この要綱は、平成24年1月20日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、区長との協定が成立している葬祭場等の設置計画、事前協議書を提出している葬祭場等の設置計画については、なお従前の例による。

付 則

1 この要綱は、令和4年2月21日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、区長との協定が成立している葬祭場等の設置計画、事前協議書を提出している葬祭場等の設置計画については、なお従前の例による。

